

地方創生とSDGsの推進に関する包括連携協定書

蒲郡市（以下「甲」という。）、蒲郡商工会議所（以下「乙」という。）、蒲郡信用金庫（以下「丙」という。）、東京海上日動火災保険株式会社（以下「丁」という。）は、相互に連携して、SDGsの達成に向けた取り組みを推進するため、以下のとおり連携・協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が相互に連携・協力して、SDGsの達成に資する取り組みを実施することにより、地域の活力を高め、蒲郡市域の持続的な発展及び地方創生に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携・協力する。

- (1) あらゆる人々の活躍の推進に関すること。
- (2) 健康・長寿の達成に関すること。
- (3) 成長市場の創出、地域活性化及び科学技術イノベーションに関すること。
- (4) 持続可能で強靱な国土及び質の高いインフラの整備に関すること。
- (5) 平和と安全・安心社会の実現に関すること。
- (6) SDGs実施推進の体制及び手段に関すること。
- (7) その他地方創生・SDGsの推進に関すること。

（連携と協力の方法）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、連携事項を実施するときは、それぞれの事業ごとに担当部署が、あらかじめ協議するものとする。

- 2 連携事項の実施にあたり、甲、乙、丙及び丁の業務に支障の無い限り、それぞれが所有する施設等を使用できるものとする。
- 3 連携事項の実施に要する経費の負担については、それぞれの事業ごとに甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、連携事項の実施により、知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏洩してはならないものとし、また、第1条に規定する目的以外に使用してはならないものとする。ただし、次の各号に該当する情報は除く。

- (1) 相手方から提供を受けた時点で既に公知となっていた情報
- (2) 相手方から提供を受けた時点で既に保有していた情報又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に取得した情報
- (4) 法令等により開示を求められた情報

2 甲、乙、丙及び丁は、本協定終了後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに甲、乙、丙及び丁のいずれからも別段の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の見直し)

第6条 甲、乙、丙及び丁のいずれかから、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、協議して変更を行うものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項に疑義が生じた場合は甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年7月8日

甲 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市
蒲郡市長 鈴木 寿明

乙 蒲郡市港町18番23号
蒲郡商工会議所
会頭 小池 高弘

丙 蒲郡市神明町4番25号
蒲郡信用金庫
理事長 竹田 知史

丁 名古屋市中区丸の内2-20-19
東京海上日動火災保険株式会社
常務執行役員 鹿子木 満